

## 生産性向上特別措置法に係る「生産性向上設備証明書」の発行について

(一社)日本検査機器工業会

注) [青色下線部](#) はクリックで別資料にリンクします。

### I. はじめに

現在、中・小規模事業者の「攻め投資」を支援する税制措置として「中小企業経営強化税制・固定資産税の特例」に係る「中小企業等経営強化法」が施行されていますが、これらの支援措置は平成31年3月31日に終了します。一方、中小企業の業況は回復傾向にあるとはいえ労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっています。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る必要があります。 ※以上、中小企業庁の本税制説明会資料より抜粋・編集

以上の様な状況を前提として平成30年6月6日付けで「生産性向上特別措置法」が施行され、当工業会もこれに係る「生産性向上設備証明書」を発行いたします。

証明書の発行をご希望の方は、II項以降の内容・手順に準じてお申込みください。

※参考資料の参照先 (リンク先資料が開きます。Ver.02: リンク先資料を更新しました。)

①[生産性向上特別措置法の概要](#) (JIMA 編集、最初にご確認ください)

※以下、中小企業庁ホームページに掲載されている関連資料です

②[【生産性向上特別措置法】先端設備等導入計画について](#)

③[生産性向上特別措置法に関するQ&A集](#)

④[対象資産区分及び対応工業会等リスト](#)

⑤[経営サポート「生産性向上特別措置法による支援」](#) ※本税制のトップページで資料②～④も含まれます

### II. 証明書の発行条件

当工業会が証明書を発行する設備は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で「器具・備品」の「試験・測定機器」に分類される「いわゆる非破壊検査機器」と関連する「工具」で、必要な条件を満たしている場合に 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書(以下、[生産性向上設備証明書](#)、または[証明書](#)) を発行いたします。

(1)対象設備の位置付け

先端設備等 - 器具・備品 - 試験機器・測定機器 - 非破壊検査機器、これに係る工具

(2)対象設備の条件

設備の取得年度(1～12月)を基準とし、次の表1の条件を満たすことが必要です。

表1 取得設備の条件

設備の種類	用途又は細目	取得価格	販売開始時期
器具・備品	非破壊検査機器(例:表2)	30万円以上	6年以内
工具	上記機器に関する、測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
生産性向上	生産性向上指標が前モデルと比較して年平均1%以上向上していること		

(3)設備取得の手続き(設備導入者)

①経営革新等支援機関の事前確認書と、工業会による証明書を取得します。証明書の発行申請手続は導入設備のメーカーまたは販売代理店等が行います。

②①の書類を添付し、設備導入場所の自治体に「先端設備等導入計画書に係る認定申請書」([記入例](#))を提出し、認定を受けます。 ※本申請の詳細は前記の参考資料⑤を参照

③認定を受けた計画に基づき、当該設備を取得します。

(4)証明書の発行申請の手続きについては [III. 対象設備](#) (リンク資料 2/4 頁～) を参照してください。